



広労発基 0601 第 1 号
広労発安 0601 第 1 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人広島県警備業協会長 殿

広島労働局長
(公印省略)

外国人労働者の適正な雇用管理等について (要請)
(6月は「外国人雇用啓発月間」です)

日頃より当局の業務運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発、指導等を積極的に行っているところですが、本年度は、外国人雇用に係る雇用管理の改善、適正な労働条件の確保等を図るため、「ともに働き、ともに支える社会へ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語として、外国人雇用管理指針及び労働法令の遵守並びに雇入れ、離職時の外国人雇用状況届出制度等のルールに基づいた適正な雇用管理に関する周知・啓発等を集中的に展開することとしております。

2025 (令和 7) 年 10 月末現在、広島県内の外国人雇用事業所は 7,121 事業所、外国人労働者は 51,821 人となり、2007 (平成 19) 年の届出義務化以降、過去最高を更新しました。

一方で、外国人労働者に対する労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、さらには、職場における危険や健康障害を防止する措置の未実施など労働基準関係法令の違反事例が後を絶ちません。

こうした状況の中で、外国人雇用に係る雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保に向けた取組等が一層重要になっています。

つきましては、別紙参考の一覧のとおり資料をお送りしますので、貴団体の傘下事業所等において、就労する外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件の確保及び安全衛生確保対策の徹底の周知・啓発等について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(別紙参考)

- 6月は「外国人雇用啓発月間」です
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72793.html

【資料】

- 「外国人雇用啓発月間」(ポスター)
- 「外国人雇用はルールを守って適正に」(パンフレット)
- 「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」(パンフレット)
- 「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」(リーフレット)
- 「外国人雇用状況届出書(様式第3号)による届出はインターネットで登録できます」(リーフレット)
- 「外国人を雇用する事業主の皆様へ」(リーフレット)
- 「妊娠を理由に技能実習を一方向的に終了することはできません」(リーフレット)
- 「仕事探しのトラブルを避けるために適正な会社を選びましょう！」(リーフレット)
- 「在留カード等読取アプリケーションを積極的にご活用ください！」(リーフレット)
- 「労働条件ハンドブック」(パンフレット)
- 「技能実習生に対するその行為は人身取引です」(リーフレット)
- 「広島県の最低賃金」(リーフレット)
- 「賃金引き上げの支援策」(リーフレット)
- 「STOP 熱中症」(リーフレット)
- 「外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください」(リーフレット)
- 「お仕事でのケガ等には、労災保険！」(リーフレット)

【発送元】

広島労働局職業安定部職業対策課雇用支援係
〒730-0013
広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 4F
TEL:082-502-7832